

平成 30 年 8 月 8 日

関係各位

日本学生トランポリン競技連盟
委員長 谷上 将吾

第 53 回日本学生トランポリン競技選手権大会における 撮影規定（撮影制限と撮影許可申請）について（重要）

旧社団法人日本トランポリン協会の平成 14 年度第 2 回会員総会（平成 15 年 3 月 21 日、第 8 号審議事項）における決議を受け、平成 15 年 8 月に行われた全日本学生トランポリン競技選手権大会より、「選手の人権」を保護するために、別紙「大会等における撮影規定（内規）」が施行されました。

これに伴い、標記大会においても同様の撮影制限を実施いたします。

関係各位におかれましては、非常に重要な内規ですので、周知徹底をお願い致します。

大会等における撮影規定（内規）

平成 15 年 6 月 12 日 制定・施行

平成 30 年 8 月 6 日 一部改正・施行

日本学生トランポリン競技連盟

A. カメラ・ビデオ等の撮影制限

1. ビデオカメラ、iPad 等タブレット端末でのみ撮影を許可する。
2. ビデオカメラは、業務用並びに赤外線ライトとオレンジフィルターを使用しての撮影を禁止する。
3. フラッシュ（ストロボ撮影）の使用を禁止する。
4. モニターを、必ず開いて撮影する。

上述以外のカメラ・ビデオ（モニター付）の撮影は、すべて許可制とします。

< 罰則 >

これらを遵守しない撮影者に対しては、主催者が撮影済みフィルムの没収並びに撮影内容の確認を行い、退場もしくは関係機関に引き渡すことがあります。くれぐれも失念がないよう、細心の注意を払ってください。

B. 撮影許可申請

HP に掲載されております撮影許可証申請用紙に必要事項を記入の上、メールにて申し込みを受け付けます。撮影許可証は大会の受付で、申請用紙に記載された撮影者本人の身分証明書の提示とともに発行いたします。なお、大会の受付での撮影許可証の申請は一切行いません。

なお、一般観客個人は1人1台（カメラ・ビデオを含む）、大会出場大学（関係団体）は2台（カメラ・ビデオを含む）まで、本規定を遵守すれば撮影を許可します。

もし、それを超える台数が必要な場合には、その理由を記した「撮影機器追加申請書（代表者名：任意用紙）」を添えて、上述と同様の申請を行ってください。これに対して、主催者が可否を判断します。

撮影する際は、撮影者が必ず許可証を胸に付け、関係者に分かるようにしてください。